

号
外

ホクネット通信

レンタカー貸渡約款

全国初の差止請求

中和石油 札幌地裁に提訴

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道（ホクネット）は3月7日、ガソリンスタンド、レンタカー事業などを営む中和石油株式会社（本社・札幌）に対し、消費者契約法に照らし問題のあるレンタカー貸渡約款の使用停止などを求めて札幌地方裁判所に差止請求訴訟を提起しました。レンタカー貸渡約款の使用差止等請求訴訟は全国で初めて。ホクネットの差止請求訴訟は4例目となります。

飛石・当て逃げ 借り手負担は不当

ホクネットは、2010年に総理大臣に認定された適格消費者団体として消費者被害の防止に取り組んでいます。差止請求訴訟は、事業者が消費者に対して行ったか、行う恐れがある不当な勧誘や不当な契約条項の使用などの不当な行為に対し、ホクネットが原告となって差止めを求める訴訟です。

レンタカー貸渡約款で消費者（借り手）に対し問題となる契約条項は大きく4点あります。

（1）レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所に返還しない場合、消費者に一切の損害を賠償する責任を負わせる条項および飛石によるガラスの破損、当て逃げ、パンクなどについて消費者が賠償する責任を負う条項

→ 特別損害（2面に続く）



レンタカー貸渡約款の差止請求訴訟を提起する原告代理人（右から谷地和憲、猪野亨、道尻豊、原琢磨の各弁護士）＝3月7日午後4時25分、札幌地裁前

- (1 面から続く) を含む全ての損害について無条件で消費者に賠償責任を負わせている。
- (2) 消費者がレンタカーを返還した後は、業者は遺留品を保管する義務を負わない条項
→ 予め消費者に遺留品の所有権を放棄させるに等しい。
- (3) 業者の承諾を得ずに所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したとき、返還場所変更違約料として回送費用の3倍を支払わせる条項
→ 業者に生じる平均的な損害を超える損害賠償の額を定めている。
- (4) カーナビやETCに不具合が生じても料金の返還や減額に応じない条項
→ 業者の債務不履行により不具合が生じたのに賠償責任を免除している。

ホクネットは昨年8月、中和石油に対し不当条項を使用しないよう申入れをし、今年1月にも差止請求書を送付しましたが、回答がなく、提訴に至りました。

この問題では、他のレンタカー事業者も似た状況のため、ホクネットは昨年8月に全国レンタカー協会と大手5社にも申入れを行いました。3月1日付で同協会から、加盟社が準拠する標準約款を改正するとの回答があり、現在、その内容を検討しています。

原告代理人が記者会見

レンタカー貸渡約款の差止請求訴訟について原告代理人の谷地和憲、道尻豊、猪野亨の3弁護士は3月7日、北海道司法記者クラブで記者会見しました。

主任の谷地弁護士が提訴の内容を説明後、質疑に入りました。レンタカー契約の問題点について「不動産賃貸に比べると利用頻度が低く、借り手



記者会見する谷地和憲弁護士（中央）ら
3月7日午後5時30分、司法記者クラブ

は不当な条項をよく知らないまま契約することが多い」「飛石被害も事業者は『車間を開けていたら被害に合わない』として消費者に責任を負わせるが、対向車からの飛石は避けようがない」「違う場所に車を返還した場合に回送費用の300%を支払わせるほどの損害はあるのか」などと疑問を呈しました。

中和石油については、消費者の通報をもとに調査し、約款は他社も似た状況であることから昨年8月、同社とともに全国レンタカー協会、大手5社に申入れをしました。しかし同社のみ実質的な回答がなく、提訴に至ったことを説明しました。

内閣総理大臣認定適格消費者団体
認定特定非営利活動法人

消費者支援ネット北海道

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろビル4F

ホームページ: <http://www.e-hocnet.info/>

MAIL: info_hokkaido@hocnet1222.jp

Facebook: [hocnet1222](https://www.facebook.com/hocnet1222) Twitter: [hocnet20162](https://twitter.com/hocnet20162)

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

ホクネット

